

2. 丙が制作した本著作物の全部は、事業者甲としての職務著作に該当しない。
3. 本著作物のうち、丙以外の甲の構成員の個人著作、実演、録音・録画等である部分について、著作者人格権・実演家人格権等を除いては、甲又は丙に譲渡されていない著作権等（著作権法第二十七条、第二十八条の権利及びクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを含む）は存在しない。
4. これらの権利の帰属と態様の事実は、乙を当事者に含む本契約の締結以前における甲丙間の、及び甲丙と他の甲の構成員との間の権利（著作権法第二十七条、第二十八条の権利及びクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを含む）の確認と譲渡契約に基づく。
5. 丙が制作した本著作物の全部は、丙が運営・所属する甲以外のいかなる事業者における職務著作にも該当しない。本著作物のうち、学校その他の教育研究機関における丙の講演・講義・授業内容（他の研究者・教職員・学生等の発言や図画等を除く丙の著作部分）について、法人の発意に基づかない丙の個人著作と解され、学校等の職務著作にあたらぬことは、判例及び法律家・法学者等の通例の解釈に従う。
6. 本契約は、ベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約）、ローマ条約（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約）、TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）、WIPO 著作権条約（著作権に関する世界知的所有権機関条約）、TPP12（環太平洋パートナーシップ協定）等の条約、及び日本国の著作権法、知的財産基本法等、無体財産権の関係諸法令に基づき定める。

第二条（適用範囲）

本契約は、乙による丙の本著作物の実演・演奏使用、録音・録画使用、複製使用、放送使用（有線放送を含む）、送信、公衆送信（自動公衆送信を含む）・送信可能化、レコード或いは電磁的記録物の製作、頒布、陳列、譲渡、貸与、翻案及び著作隣接権の一部の行使に対する甲による許諾に関するものであり、本契約締結後も著作者人格権は丙に、残る著作権及び著作隣接権の全部（甲及び丙が譲渡又は使用許諾した権利を除く）は甲に留保される。この**利用許諾**はあらゆる地域で有効なものとする。

第二章 本著作物に係る甲乙丙の権利及び義務

第三条（内容の保証）

1. 甲及び丙は乙に対し、本著作物が他の者の著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権、著作隣接権、肖像権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害せず、かつ、合法的なものであることを保証する。
2. 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または他の者に対して損害を与えた場合は、甲はその責任と負担においてこれを処理する。

第四条（使用許諾範囲と期間）

1. 乙は、甲から直接提供を受け、又は購入し、或いは書店・電子書店、音楽ダウンロード配信・

定額制音楽配信事業者等から購入した本著作物を、協力要請内容届出書又は利用希望内容届出書に記載の届出内容に拘らず、地域、期間、回数の制限無く、私的使用できるものとし、本著作物の私的使用に際しては、個別に甲及び丙に何らの報告、対価の支払を要しない。また、私的使用に際して、本著作物の一部を削除、省略し、或いは全部又は一部を連結、反復し、或いは翻訳、編曲、変形、脚色、翻案する等、編集、加工を行うことができ、甲及び丙はこれを予め包括的に許諾する。また、実演、放送、公衆送信・送信可能化等による公衆への伝達に至るまでの検討の過程における利用等として、本著作物の全部又は一部を同様に編集、加工し、試用、試演することができ、甲及び丙はこれを予め包括的に許諾する。私的使用、検討の過程における利用等には、乙自身の視聴覚の不自由等によるやむを得ない編集、加工等を含むものとする。

2. 第一項に示す私的使用、検討の過程における利用等でない本著作物の利用、及び著作権又は著作隣接権の一部の行使を含む使用については、甲及び丙が、乙に対し、本著作物及び一部の権利（私的使用等において可能な利用態様の全部又は一部を含む）の非排他的、非独占的利用、又は排他的、独占的利用を、第十三条に定める期間において有償又は無償で許諾する。その際、乙による丙の本著作物の制作依頼を伴う場合は著作物制作業務請負契約書を、その制作された本著作物又は既存の本著作物の利用希望のうち、本著作物の権利譲渡を伴う場合は著作権譲渡契約書を、権利譲渡を伴わない場合は著作物利用許諾契約書を、それぞれ作成する。視聴覚の不自由等を有する者を含む公衆に視聴させるためやむを得ず同行使を含む使用となる場合も、同様とする。
3. 第二項の使用は、乙が自然人個人の場合は乙本人のみ、共同著作物の一著作者の場合は共同著作者の総体単位、事業者の場合は一事業者単位での使用に限る。
4. 第二項の使用は、第五条で定める禁止条項以外の用途でこれを許諾する。
5. 乙は本著作物を、私的使用等であるか否かに拘らず、乙が制作し、著作権法が権利の目的となる著作物として例示する全ての種類の著作物（二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物、共同著作物を含む）において翻案し、使用することができる。
6. 甲は乙に対し、本著作物を用途に応じて電磁的記録媒体やデータベースに格納し、検索・閲覧・私的使用に供することについても、非排他的、非独占的利用を許諾する。
7. 第二項の使用のうち、乙が、学校教育法の定める一条校、専修学校、各種学校等の教育研究機関における授業目的の複製頒布及び非公衆送信を行う場合は、個別に甲及び丙に何らの報告、対価の支払を要しない。
8. 第二項の使用のうち、乙が、本著作物を利用した著作物、二次的著作物等の有償による実演、放送、公衆送信・送信可能化、レコード或いは電磁的記録物の製作、頒布、陳列等を行う場合、甲及び丙に対する利益の配分を甲乙丙協議の上決定する。
9. 第二項の使用のうち、乙が、著作権法上に著作者及び著作権の帰属について特別な定めのある、映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者（映画監督等）の指揮下において、或いは映画製作者等の事業者の人員として、又はその委託を受けて、本著作物を映画に利用し、又は事業者を利用させるにあたっては、甲乙丙間において別途必ず、映画作品ごとに、権利を明確に設定する契約を締結するものとする。

10. 第二項の使用のうち、乙が、著作権法上の出版権、或いは国際条約及び著作権法上の出版権及び著作隣接権等に定めのない慣習的な「版權」等の権利概念を標榜する出版者（出版社）等の事業者の人員として、又はその委託を受けて、本著作物を出版物（文書若しくは図画）に利用し、又は事業者を利用させるにあたっては、無許諾で認められる引用にあたる場合を除き、甲乙丙間において別途必ず、出版媒体ごとに、又は出版行為及び公衆送信行為ごとに、出版権の設定契約を締結するものとする。この設定契約においては、甲及び丙は、乙に対し、一部の権利の排他的、独占的利用を許諾する。
11. 第二項の使用のうち、乙自身又は乙丙以外の者による本著作物の実演等、又は本著作物を利用した乙の著作物の実演等に伴い発生した、乙自身又は当該実演家の著作隣接権は、第七条の不表示又は第八条の不払に相当しない限り、乙自身又は当該実演家に留保される。但し、乙が、著作権法上の著作隣接権、或いは国際条約及び著作権法上の著作隣接権等に定めのない疑似的な著作隣接権等の権利概念を標榜するレコード製作者、放送事業者、有線放送事業者、音楽会・舞踏会等の興行者、映画製作者、映画配給者等の事業者の人員として、又はその委託を受けて、その実演等の録音・録画、複製、放送、公衆送信・送信可能化、レコード、電磁的記録物の製作等を行い、又は事業者に対してこれらを許諾しようとする場合、その「ワンチャンス主義」に伴う契約態様により著作権法において原則として制限される乙自身又は当該実演家の実演家人格権及び著作隣接権と共に甲の著作権及び丙の著作者人格権が侵害されるより前に、レコード、電磁的記録物、放送番組、興行、映画作品等ごとに、これらの事業者に対し、本著作物に係る甲乙丙間の本契約の態様を説明し、甲との間に第五条の禁止行為、第七条の表示、第八条の支払の規定を含む新規の契約を締結するよう勧告しなければならない。

第五条（禁止条項及び著作者人格権等の尊重）

1. 乙は、第四条第二項の使用において、次の行為は行わないものとする。
2. 丙の著作物を含み、又は翻案した乙の著作物、二次的著作物等に係る権利が、甲又は丙の権利と共に、乙以外の者の次の行為により侵害された場合は、甲及び丙は、乙と相互に協力し、法令に従って本著作物の削除等その侵害の解消、損害賠償の請求等に努めるものとする。
3. これらの侵害が公衆送信・送信可能化による場合は、現プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律。施行後は情報流通プラットフォーム対処法（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律））等に基づき、同役務提供者に対しても本著作物の削除等を求めるものとする。

著作権法上等の違法行為

- (1) 本著作物の全部或いは一部について他の者に使用等を許諾すること、他の者にそのまま実演、放送、送信、公衆送信・送信可能化、レコード或いは電磁的記録物の製作、頒布、陳列、譲渡、貸与等を許諾すること、及び同目的で複製すること
- (2) 第四条に定める以外の目的で本著作物自体を改変し、又は改変させること
- (3) 丙の著作者人格権、実演家人格権、肖像権、プライバシー権、名誉権又は甲丙以外の者の同権利やパブリシティ権を損ない、甲丙又は甲丙以外の者の評価・利益の逸失や不評につな

がる形（本著作物の著作者・著作権者を各々乙自身又は甲乙丙以外の者と誤認させる表示や行為、名誉や信用を毀損する行為、侮辱、誹謗中傷、その他不要な目的）での利用

刑法上の違法行為又は反社会的行為

- (4) 国家転覆、公務執行妨害、騒乱、違法薬物の所持・使用、通貨や文書の偽造、不同意わいせつ・不同意性交等、殺人、傷害、窃盗、詐欺等、その未遂、既遂、可罰的違法性の有無に拘らず、刑法犯罪又は特別刑法犯罪の実行又はその行為の録音・録画、複製、放送、公衆送信・送信可能化等に伴う利用。但し、研究論文、文学、演劇、映画等学術における著述、演技、演出、劇伴・付随音楽等としての使用は除く。
- (5) 反社会的行為の実行又はその行為の録音・録画、複製、放送、公衆送信・送信可能化等に伴う利用、及び反社会的勢力を利する利用。但し、研究論文、文学、演劇、映画等学術における著述、演技、演出、劇伴・付随音楽等としての使用は除く。
- (6) 暴力団、暴力団関係企業、準暴力団、及びこれらと利害関係のある総会屋、会社ゴロ、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、的屋、賭場、パチンコ店、露天商、風俗店、祭礼、催事、又は特定の政党、政治結社、宗教法人・宗教団体等を利する利用。但し、研究論文、文学、演劇、映画等学術における著述、演技、演出、劇伴・付随音楽等としての使用は除く。

国際法・国内法上の違法性が不明確であるが、軽犯罪法や迷惑防止条例等に違反する可能性があり、甲及び丙が許可しない行為

- (7) 軍隊、自衛隊、警察等の実力組織や諜報機関の人員として、又はこれらを登場させるゲーム等の開発・流通・販売事業者の人員として、又は報道機関・テレビ局・ラジオ局・新聞社・出版社等の人員として、又はこれらの委託を受けて、戦争・戦闘行為の遂行、或いは戦車、戦闘機、ミサイル、ドローン兵器、音響兵器、電磁波攻撃兵器、その他軍事上の火器・銃器・機器等の開発、解説、音声・影像に本著作物を使用する等、軍事利用又は疑似的に軍事利用すること。但し、研究論文、文学、演劇、映画等学術における著述、演技、演出、劇伴・付随音楽等としての使用は除く。また、既に甲及び丙自らが、日本国の音楽ダウンロード配信・定額制音楽配信事業者等を経由して、ロシア連邦、中華人民共和国等（国際法違反の懸念から、日本その他の楽曲制作者・著作権者が同事業者に対し、同事業者のウェブサイト等に設置されている機能・窓口を通じて特別に配信の拒否を選択・要求できるよう指定されている要注国家）におけるダウンロード、サブスクリプション、ストリーミング方式による配信を許諾し、放送、公衆送信・送信可能化が行われている丙の楽曲は、乙が甲及び丙と同様に同国の公衆の文化的生活の向上や正確な情報・知識の獲得啓蒙を目的とする限り、これらを同国の公衆向けの著作物に使用することができる。このうち、当該侵略国家又は専制・独裁国家が情報操作や検閲を主導する新聞、放送番組、プロパガンダ映画等においては、本著作物の使用を許可しない。
- (8) 公衆各人の許諾を得ずオプトアウト方式によって一方的に表示する広告宣伝、送り付けるメール広告や送付物、電話勧誘販売、他の者や事業者への個人・顧客情報等の提供に伴う利用

- (9) 公然わいせつ、わいせつ物頒布、売買春等、被害者なき犯罪の実行又はその行為の録音・録画、複製、放送、公衆送信・送信可能化等に伴う利用。但し、研究論文、文学、演劇、映画等学術における著述、演技、演出、劇伴・付随音楽等としての使用は除く。また、日本国内法が適用されず、公然性、わいせつ性及び社会的法益概念の異なる外国における、又は外国からの、性的文書、図画や性的電磁的影像記録の録音・録画、複製、放送、公衆送信・送信可能化等に伴う利用については、国際法、当該国内法、及び乙と当該著作物における他の実演家・出演者・被写体の人物との出演契約において、その実演家人格権、肖像権、プライバシー権、名誉権等の侵害にあたらぬ場合、又は自ら実演・出演し撮影される場合に限り、表現の自由の原則に基づき、当該人物の国籍・性別・民族・出自等に拘らず、本項の禁止を適用しない。
- (10) 軽犯罪法、児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）、リベンジポルノ防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）、性的姿態撮影等処罰法（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律）等の法令及び迷惑防止条例等の条例に照らして、直ちに犯罪構成要素、構成要件、個人的法益の侵害、又は可罰的違法性を有すると解される性的影像記録への利用。本項の定めは、研究論文、文学、演劇、映画等学術における著述、演技、演出、劇伴・付随音楽等としての使用についても適用し、いかなる児童ポルノ、リベンジポルノ、盗撮影像も本著作物を伴って放送、公衆送信・送信可能化等することはできない。また、児童ポルノの違法な単純所持においては私的使用についても適用し、いかなる児童ポルノも本著作物を伴って私的使用することはできない。

判例が少数である疑似著作行為

- (11) 乙の著作物の制作過程における丙の本著作物の利用について乙又は丙の霊媒或いは霊的指導者としての降霊術や自動書記等の心霊的・超常現象的能力が関与していると論説し、或いは丙による本著作物の制作過程において乙の同能力がなければ本著作物が存在し得なかったものと論説して、本著作物を利用すること。その場合、乙の当該著作物の著作者は、その発意及び表現行為がなければ当該著作物が存在し得ない自然人でなく、従って乙の著作物と解し得ないことをもって、甲及び丙は丙の本著作物の利用を許諾しない。但し、本著作物の制作依頼又は利用希望と同時にこれらの用途・目的を甲及び丙に説明した場合は、自然人である乙の発意及び表現による著作物と見なし、利用を許諾することがある。また、乙の著作物において、本著作物の編曲、変形、脚色、翻案を生成 AI 等その他の非自然人に行わせる場合も、同様と見なし、利用を許諾することがある。

その他

- (12) その他、違法行為、条例に違反する行為、不法行為に伴う利用、及び公序良俗に反する利用

第六条（使用権の終了）

乙が第五条に違反した場合、甲は本契約を解除することができる。また、甲は乙に対し相当の賠償金を請求することができるものとする。丙の著作人権に係る場合は、丙は甲の乙に対する契約解除請求及び賠償請求を甲に求めることができる。

第七条（著作権者の表示方法）

1. 乙は、甲及び丙の権利保全のために、本著作物を利用した乙の著作物、二次的著作物、編集著作物等の所定の位置又は適切な位置に、甲を著作権者として本著作物の著作権を表示するものとする。その際、乙の著作物上の配置等の都合により、甲の名称及び丙の氏名を除いては、適宜用語を選択することができる。また、著作者である丙の氏名及び甲のロゴマークは、これを省略することができる。甲の名称は、これを省略してはならない。

表示例

音楽：IJ ART MUSIC

曲：IJ ART MUSIC

音楽：IJ ART MUSIC／岩崎 純一

音楽制作：IJ ART MUSIC／岩崎 純一

作曲：岩崎 純一（IJ ART MUSIC）

音楽担当：岩崎 純一（IJ ART MUSIC）

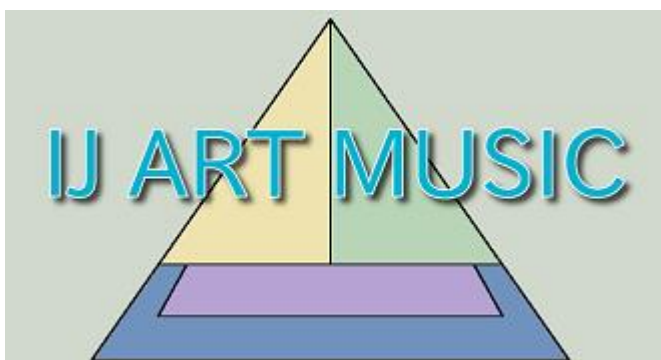
岩崎 純一（IJ ART MUSIC） 作曲

Music：IJ ART MUSIC

Music by：IJ ART MUSIC / Iwasaki Junichi

Composed by Junichi Iwasaki / IJ ART MUSIC

ロゴマーク



2. 乙は、本著作物を利用した乙の著作物、二次的著作物、編集著作物等の実演、録音・録画、複製、放送、レコード或いは電磁的記録物の製作等がアメリカ合衆国、英国、オーストラリア等、元方式主義採用国又は第一条第六項の一部の条約の非批准国において行われることが確定しており、かつ甲又は丙の求めがある場合、本条第一項の表示の前方に著作権マーク「©」又

は「Copyright」、及び本著作物の最初の出版・発表年を付記しなければならない。但し、乙の著作物等の万国における受信を可能にする公衆送信・送信可能化においては、これを要しない。本著作物が、アメリカ合衆国の著作権法等におけるフェアユース（公正利用）（fair use）の法理や善意の侵害者（innocent infringers）の法理の解釈適用を受けることで大陸法上の著作権侵害を受ける可能性に対する乙の配慮は、この付記以外にこれを要しない。

第八条（契約の成立、本著作物の納入、請求書等の交付、及び対価の支払手続き）

1. 本契約成立時においては、甲は乙に対し、第四条第二項に基づく本著作物の利用を次の通りの対価で許諾する。

著作物利用料及び著作権・著作隣接権使用料	支払方法・時期
金員 <u> 円</u> （乙が源泉徴収、又は甲が申告納税する所得税・復興特別所得税 <u> 円</u> ） （乙が甲に支払う消費税・地方消費税 <u> 円</u> ） （甲が負担する印紙税 <u> 円</u> ） （乙が負担する印紙税 <u> 円</u> ） （甲が乙に代わり負担する振込手数料 <u> 円</u> ）	<u>第八条第七項に基づく</u> <u>無償での利用許諾により、</u> <u>無し</u>

2. 乙は、本著作物の対価（著作物制作・製作料、又は著作権譲渡料・使用料、又は著作物利用料）につき、その発生前に甲に見積書の発行を求めることができる。
3. 甲は乙に対し、本著作物の納入と同時に納品書を発行し、前後の遅滞なき時期に別途適格請求書を交付して対価を請求し、乙はこれに記載される金額を甲に支払い、甲は乙に対し領収書を発行するものとする。なお、無償許諾の場合は、納品書のみ発行とする。
4. 甲による本著作物の納入は、現物、電磁的記録物、又は甲が安全に直接又は遠隔操作可能な電磁的記録媒体上（ウェブサイト・ウェブサーバー、電子メール・メールサーバー等）に格納・送信する電磁的記録により、第四条の非排他性、非独占性条項と、第十五条の秘密保持条項及び第十六条の個人情報の取扱い条項の双方を損なうことのない方式で行う。
5. 本著作物の対価の甲による請求及び乙による支払において発生する所得税、消費税、印紙税等は、日本国の租税法に従いこれを処理する。この処理は、甲（又は丙）及び乙の課税事業者・適格請求書発行事業者登録の有無、甲乙の個人・個人事業主・権利能力なき社団又は財団・法人等の別、本契約書に記載された契約金額等に基づく。
6. これらの請求書等の電磁的記録の保存は、電子帳簿保存法等の諸法令に従い行うものとする。
7. 乙が、学校教育法の定める一条校、専修学校、各種学校等の学生・生徒・児童である場合、甲及び丙は、乙による本著作物の利用の対価の支払を免除することがある。また、本著作物の利用者が未成年・児童である場合、契約の主体たる乙はその保護者であることを要し、甲は本条第三項の請求をその乙に対して行う。
8. 乙が、第四条第七項に該当しない授業目的公衆送信を行う場合は、所属・出向先学校等の指示に従い、当該学校等に本著作物の利用報告を提出することにより、当該学校等の負担におい

て、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）を經由し、同補償金の一部として間接的に甲及び丙に対し対価を支払えば足りるものとし、乙の負担における甲及び丙に対する直接の利用料の支払を要しない。

9. 本条第一項から第八項までの規定は、乙が本著作物を書店・電子書店、音楽ダウンロード配信・定額制音楽配信事業者等からダウンロード、サブスクリプション、ストリーミング方式（第四条第二項の使用料を含まない）で購入した場合は新たに適用され、ライセンス販売方式（甲と書店・配信事業者との契約により、第四条第二項の使用料を含む）で購入した場合は適用されず、甲より直接購入した場合は甲乙間の協議により適用の有無を決定する。また、乙が本著作物を書店・電子書店、音楽ダウンロード配信・定額制音楽配信事業者等から購入した場合は、同書店又は配信事業者等の規約に従って本著作物を利用しなければならない。
10. 乙は、第四条第二項に基づいて丙の本著作物を利用した乙の著作物、二次的著作物等の全部の利用態様、及び実演・放送の場所、公衆送信・送信可能化の電磁的所在・格納場所等を甲又は丙に報告し、レコード等の現物である場合はこの一個を直接の提供又は配送により、電磁的記録である場合はこのデータを直接の提供又は公衆送信・送信可能化場所の報告により、甲又は丙に贈呈、送信、通知、割引販売するものとする。
11. 第十項にあたり、甲が乙に対し本著作物の利用を無償で許諾した場合、乙は乙の当該著作物、二次的著作物等を同様に無償で甲又は丙に贈呈しなければならない。
12. 第十項にあたり、本著作物への YouTube Content ID の付与等により、本著作物を利用した乙の著作物の所在等を甲及び丙が自ら特定できる場合は、これらの贈呈・通知等を免除することがある。
13. 第十項にあたり、乙の当該著作物が複製不可能な原物一個のみ存在する場合は、可能な限り、甲又は丙によるその観覧・視聴の機会を設け、通知するものとする。
14. 第十項にあたり、映画製作者、出版者、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者、興行者、映画配給者等が丙の本著作物を利用した出版物、レコード、電磁的記録物、放送番組、興行の案内物や記録物、映画等を甲又は丙に贈呈する場合の保証部数・本数及び保証金額や振込手数料・送料の負担者と、販売・提供する場合の割引率は、第四条第九項から第十一項に示す契約に基づく。

第三章 契約の履行に係る措置

第九条（契約消滅後の頒布等）

乙は、この契約の期間満了後は、丙の本著作物の実演、放送、公衆送信・送信可能化、レコード或いは電磁的記録物の製作、頒布、陳列等を遅滞なく中止する。但し、第十三条に基づき契約を延長した場合は、中止を要しない。

第十条（権利義務の譲渡禁止）

甲、乙及び丙は、この契約上の地位ならびにこの契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾無くして他の者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第十一条（災害等の場合の処置）

地震、水害、火災その他不可抗力もしくは甲乙丙いずれの責にも帰することができない事由により本著作物に関して損害を被ったとき、又はこの契約の履行が困難と認められるに至ったときは、その処置については甲乙丙協議の上、決定する。

第十二条（契約の解除）

1. 甲又は乙は、いずれか一方の書面又は電子メール等による申し出により、この契約の全部を解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面又は電子メール等によるその違反の是正を催告し、違反が是正されない場合にはこの契約の全部又は一部を解除することができる。

第十三条（契約の有効期間）

1. この契約の有効期間は、契約の日又は甲乙が定めた契約後の日から満1ヵ年とする。また、この契約の期間満了の3ヵ月前までに、甲乙いずれかから文書又は電子メール等をもって終了する旨の通告がないときは、この契約と同一の条件で自動的に継続され、有効期間を1ヵ年ずつ延長する。
2. 第一項の契約の延長にあたり、電子帳簿保存法等に基づき、甲乙合意のもと本契約書及び契約の延長に伴い作成した覚書等を電子化して保存することができる。

第十四条（免責）

甲及び丙は、乙による本著作物の編曲、変形、脚色、翻案等の編集、加工又は利用にあたって生じた音響事故、演出事故、心身の障害、乙の著作物や二次的著作物等の不評、刑事・民事事件等、乙のみの責に帰すべき事由により生じた事件・事故等の結果については、いかなる保証・責任も負わないものとする。

第十五条（秘密保持）

甲、乙及び丙は、この契約の履行に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関する全ての秘密情報を、相手方の書面又は電子メール等による承諾なく、他の者に開示または漏洩してはならない。

第十六条（個人情報の取扱い）

1. 甲、乙及び丙は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の趣旨に則り、本著作物の提供、利用及びそれに付随する業務において知り得た個人情報の取扱いには十分留意しなければならない。
2. 甲及び丙は、本著作物を利用した乙の著作物、二次的著作物等の製作・宣伝等を行うために必要な情報を自ら利用し、または他の者に提供することを認める。但し、著作者丙の肖像・経

歴等の利用については、甲乙丙協議の上、取扱いを決定する。

第十七条（契約内容の変更）

この契約の内容について、追加、削除その他変更の必要が生じたときは、甲乙間の覚書等の文書又は電子メール等による合意がない限り、効力を生じない。

第十八条（契約を適用する著作物の追加、及び印紙税の納付）

1. 乙による丙の新たな著作物の制作依頼、或いはその新たに制作された著作物又は他の既存の著作物の利用希望につき、本契約と同内容（第八条第一項の利用料等を除く）の契約を締結する場合は、新たにその追加の著作物名及び追加した年月日を本契約書、或いは協力要請内容届出書又は利用希望内容届出書の本著作物名の記載の近傍に、第八条第一項の変更内容（利用料の追加発生）を加入欄等に加入して明示するのみで足りるものとし、改めて同一契約書面の作成を要しない。その場合、追加した著作物に係る契約の有効期間は、追加した年月日から起算して満1ヵ年以内に到来する本契約書の期間満了日までとすることができ、かつ第十三条に定める延長を行うことができる。
2. 本契約書の作成に係る印紙税は、利用料等の金額に応じ、初回作成時には甲の負担においてこれを納付し、本契約書に収入印紙を貼付する。第一項に基づき、利用料等の追加又は増額を伴って行う二回目以降の契約（契約更新）においては、甲乙合意のもと各々の負担においてこれを納付し、後述の通り甲乙が保有する本契約書の各1通に収入印紙を貼付する方法を取ることができる。

第十九条（契約の尊重及び協議解決と合意管轄）

1. 甲乙丙は、この契約を尊重し、本契約に定めのない事項及び他の覚書・電子メール等の各事項の解釈について疑義を生じた場合は、甲乙丙とも誠意をもって協議の上、信義に即して解決するものとする。
2. 本契約に関する紛争または疑義が生じ、協議解決しない場合は、日本法を準拠法とし、甲が選択する地方裁判所を管轄裁判所とする。

第二十条（特約条項・事項）

この契約書に定める条項以外の特約及び本著作物とその著作権・著作隣接権の利用態様は、別途協力要請内容届出書又は利用希望内容届出書等の書面に定める通りとする。また、電子メール等により送受信された事項、別途自署又は花押等のある確約事項についても、甲乙丙の合意がなされた事項である限り、特約事項として効力を有する。

（初回契約時の条項末尾につき以下余白）

上記の契約を証するため、同文 2 通を作成し、甲乙記名押印し（割印を含む）、及び、第一条第一項から第五項、第二条及び第三条を証するため、丙記名押印（割印を含む）の上、甲乙各 1 通を保有する。

なお、捨印を押印した場合は、その効力は誤記等の最小限の修正及び法令の改正に伴う改定にのみ及ぶものとし、第十七条及び第十八条が示す契約条項の内容の変更には改めて甲乙丙の協議を要するものとする。

本契約書が複数枚に亘る場合は、袋綴じの上、甲乙丙の契印を押印する。

令和 年 月 日 締結

令和 年 月 日 施行

施行後の変更（文字削除・加入）の年月日、事実及び内容の加入欄

初回契約締結時点：ここから空欄

初回契約締結時点：ここまで空欄

甲（著作権者、著作隣接権者、著作権・著作隣接権管理者）

住 所 _____

名 称 IJ ART MUSIC（岩崎純一学術研究所（Iwasaki Junichi Academic Institute、IJAI）

適格請求書発行事業者登録番号 T1810930319491

代表者氏名 所長 岩崎 純一

印

乙（著作物利用者）

住 所 _____

氏 名 _____

印

丙（著作物制作者（著作者）、原著作権者、原著作隣接権者）

住 所 _____

氏 名 岩崎 純一

印